

令和5年度
津山市農業委員会
(9月定例会議事録)

令和5年9月11日(月)14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数18名

出席委員(17名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 山下 英男 | 4. 齊藤 主税 |
| 5. 土井 京三 | 6. 尾島 宏明 | 7. 甲田 勉 | 8. 坂本 弘治 |
| 9. 太田 裕恭 | 10. 吉野 夏己 | 11. 藤木 祥史 | 12. 高畑 亨 |
| 13. 植本 幸男 | 14. 高山 武仁 | 16. 児玉 伸正 | 17. 大峪 毅 |
| 18. 林田 繁隆 | | | |

欠席委員(1名)

15. 仁木 紹祐

事務局(8名)

尾裕 局長	大田 次長	定兼 主任	上谷 主任	北原 主任
小田 主任	亀澤 主任	大内 主事		

議 事

- 議案第 40号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 41号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 42号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 43号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 44号 非農地証明願承認について
- 議案第 45号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 46号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 47号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

尾 塚 局 長

定刻が参りましたので、令和5年9月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員18名中17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様大変ご苦労様です。これから秋の農作業が本格化してくる時期となり、忙しくなってくると思いますが、農機具やトラクターを扱う際に事故には十分注意しながら作業をお願いしたいと思います。

また、現在担当地区毎に案件の説明をいただいておりますが、担当地区でしか分からないこともあるかと思っております。担当地区の委員の皆様が責任を持って事務処理をしていただければと思っております。疑問等があれば事務局や近隣の農業委員へお尋ねいただき、適切なご判断をお願いします。

次に、住宅区域における遊休農地の管理についてです。当然所有者に管理責任がありますが、農地パトロール等において所有者に除草管理など、適切な管理をお願いしているところだと思っております。今後も、農業委員さん、推進委員さんの担当地区内における住宅密集地内の遊休農地については、通学路となっている箇所もあるかと思っておりますので、除草管理等の徹底をお願いしたいと思います。

以上となります。会議が円滑に進行いたしますように、皆様方の特段のご配慮をお願いいたします。

尾 島 委 員

先程開催された運営委員会の報告を尾島運営委員長よりお願いいたします。

運営委員長を仰せつかりました尾島です。よろしくお願いいたします。

先ほど開催されました第6回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長 森 会 長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。6番尾島委員、8番坂本委員よりお願いいたします。

それでは、議案第40号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第40号の説明をいたします。

今回、津山地区から6件、加茂地区から4件、勝北地区から1件、久米地区から3件、合計14件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、河辺の76歳の男性から、高野山西の44歳自営業の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして1-2についてですが、横山の76歳の男性から、下田邑の52歳自営業の男性および神戸の36歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、八出の84歳の男性から、横山の74歳会社役員男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして1-4についてですが、大阪府高槻市の26歳の男性から、池ヶ原の22歳大学生の男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

事務局（加茂）

続きまして1-5と1-6についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。1-5は埼玉県さいたま市の75歳の女性から、1-6は埼玉県さいたま市の73歳の女性から、上横野の70歳農業の男性への、贈与による所有権移転です。

以上、津山地区の申請6件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1・2-2・2-3・3件についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。2-1の譲渡人は加茂町檜井の76歳の男性、2-2の譲渡人は岡山市中区新京橋の69歳の女性、2-3の譲渡人は加茂町公郷の46歳の男性、以上の譲渡人から加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして2-4についてですが、加茂町桑原の73歳の男性から、加茂町青柳の45歳会社役員兼農業の男性への、贈与による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、西中の81歳の男性から、同じく西中の78歳農業の男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、久米郡美咲町の61歳の男性から、中北下の72歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして5-2についてですが、神奈川県川崎市の74歳の女性から、久米川南の70歳農業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして5-3についてですが、領家の82歳の女性から、南方中の89歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請3件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第40号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

高 畑 委 員

12番高畑です。

1-1について説明します。新規就農者であり、住居に隣接した農地で野菜作りを計画しているとのことでした。譲受人も若い方で、キッチリ管理していただける方だと思っております。

坂 本 委 員

8番坂本です。

1-2について説明します。譲受人は共有者として2名おられ、いずれの方も農業をされており、適任であり問題ないと思います。

1-3についてですが、新規就農者であり、先月面談を行いました。農機具等々必要な物は全て揃えられており、分からないことがあれば周囲の方々から支援いただける体制が整っているとのこと、問題ないと思います。

井 家 上 委 員	<p>2番井家上です。</p> <p>1-4について説明します。譲受人は新規就農者であり、面談を行いました。譲渡人は元々新規就農者でありましたが、体調を崩されてしまい、譲受人に所有権移転したいということでした。譲受人は大学生であり、農地の管理方法等について伺ったところ、譲受人の父親が会社を経営されており、その従業員の方が大学を卒業するまでの間、農地の管理をされると伺いました。推進委員と農地調査をしながら、今後の農地管理について確認する必要があると思いますが、譲受人の農業への意欲があることから許可したものです。</p>
長 森 会 長	<p>1番長森です。</p> <p>1-5及び1-6について譲受人が同一のため一括して説明します。親族間での贈与であり、譲受人は以前から農業をされており、所有権移転後も問題ないと思います。</p>
藤 木 委 員	<p>1 1番藤木です。</p> <p>2-1及び2-2について譲受人が同一のため一括して説明します。現地確認を行い、取得後は維持管理を行うと聞いております。</p>
児 玉 委 員	<p>1 6番児玉です。</p> <p>2-3について説明します。取得後は小麦を作付されると聞いております。</p> <p>2-4についてですが、親族間の贈与であり、現在譲受人は農業を頑張らせてされており、取得後は稲作を行うと聞いております。問題ないと思います。</p>
尾 島 委 員	<p>6番尾島です。</p> <p>4-1について説明します。親族間での所有権移転であり、譲受人は葡萄や家庭菜園、出荷用の野菜を作付されており、所有農地についても整理・管理されておりますので問題ないと思います。</p>
植 本 委 員	<p>1 3番植本です。</p> <p>5-1について説明します。以前所有権移転した農地を買い戻されたということで、問題ないと思います。</p>
大 塚 委 員	<p>1 7番大塚です。</p> <p>5-2及び5-3について説明します。どちらの譲受人も一生懸命農業をされておられますので、問題ないと思います。</p>
長 森 会 長	<p>ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。</p>
* 長 森 会 長	<p>ありません。</p> <p>ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。</p>
* 長 森 会 長	<p>ありません。</p> <p>異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。</p>
事 務 局 (津 山)	<p>それでは次に議案第41号農地法第4条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第41号の説明をいたします。</p> <p>今回、津山地区から3件、加茂地区から1件の合計4件の申請です。議案書のページは6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p> <p>1-1番・沼の畑、440㎡の件です。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、沼にお住いの男性です。転用事業者は自身が所有している共同住宅の入居者用及び来客用の駐車場が不足しており、その解消のために転用するものです。転用にあたり、大規模な造成は行わずバラス等で整地する程度のため、土砂の流出の恐れは少ないと思われれます。また、雨水については、新規に設置する集水升から既設水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>1-2番・河辺の田、841㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当し</p>

ないため、第2種と判断しています。転用目的は、共同住宅です。転用事業者は、河辺にお住いの男性です。転用事業者は、高齢で農地の管理が難しくなってきたため、申請地に共同住宅を建築し賃貸借するために転用するものです。転用にあたり、隣接地との境界付近には擁壁やコンクリートブロック等を設置し、雨水については既存の側溝に排水する計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-3番・下田邑の宅地、357㎡の追認案件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸事務用地及び、貸倉庫用地並びに貸露天駐車場です。転用事業者は、下田邑にお住いの男性です。転用事業者は親族が代表を務める法人に、貸事務用地及び、貸倉庫用地として貸していましたが、農地法を良く理解していなかったため、農地法に係る許可を得ていませんでした。そのため、その是正及び新たに畑として残っている部分について露天駐車場として貸し出すために、転用の申請がなされたものです。転用にあたり、隣接地との境界付近にはブロック塀などが設置してあり、雨水については、自然浸透及び道路側溝に排水されるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。川東中町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町知和の雑種地、514㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農機具庫・苗置き場で、施設の概要は全高3.3m程度の鉄骨平屋建ての農機具庫1棟と苗置き場です。転用事業者は、加茂町知和にお住まいの男性です。転用事業者は、農地法を良く理解していなかったため、適正な手続きを経ずに農機具庫を建築してしまっていたもので、是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、西側には擁壁が設置してあり、その他は隣接地と同じ高さのため土砂流出の恐れは少ないと思われます。また、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。知和自治団から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第41号の説明は以上です。

長森会長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

坂本委員

8番坂本です。

1-1について説明します。事務局の説明のとおり、大規模な変更が伴う内容では無いので問題ないと判断しております。

1-2についてですが、共同住宅の設計内容も十分に確認をしましたが、申請内容とともに特に問題ないと判断しております。

林田委員

18番林田です。

1-3について説明します。事務局の説明のとおり、居宅の隣接地に農地法をよく理解せず、現在まで倉庫が建っておりました。近くに息子さんの居宅を建てられる際に、発覚し、早期に転用申請をされたということで、何ら問題ないと思います。

山下委員

3番山下です。

2-1について説明します。事務局の説明のとおり、追認案件ということで問題

長 森 会 長

ないと思います。

ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

*

長 森 会 長

ありません。

ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

*

長 森 会 長

ありません。

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

事務局（津山）

続きまして議案第42号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。また、該当箇所については正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。誤植箇所ですが、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）の8ページ、番号1-5番の備考欄につきまして、『土地改良区に未所属。』と記載しておりますが、『土地改良区の意見書あり。』と、訂正をお願い致します。以上、お手数ではございますが、よろしくご願ひいたします。

それでは、議案第42号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転6件、賃貸借権設定1件の合計7件の申請です。議案書のページは7ページから9ページです。

1-1番・山北の田、1,053.36㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画です。転用事業者は大阪府大阪市に本店を置く資本金の額2,028億5,449万9,372円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界付近はコンクリート擁壁等を設置し、雨水については自然浸透及び新設する側溝に排水する計画になっています。居宅建築後については、雨水は宅内升で集水後、側溝に排水し、生活雑排水は公共下水道に接続する計画となっているなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-2番・紫保井の畑、358㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.1mの居宅1棟で、建ぺい率は26.4%です。転用事業者は、大田にお住いの夫婦です。現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を買い受け居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、隣接地との境界付近には擁壁等を設置し、雨水については既存の側溝に排水する計画になっています。また、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。紫保井水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-3番・野村の畑、490㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、倉庫用地で、施設の概要は、全高約2.7mの倉庫1棟及び全高約3.0mの倉庫1棟です。転用事業者は、中村にお住いの女性です。転用事業者は、自宅の駐車場が農機具やタイヤ等で手狭となっており、申請地を親族から譲り受け、倉庫用地として転用するものです。転用にあたり、大きな造成を行わず、採石を敷きならす程度ですので土砂の流出の恐れは少ないと思われます。また、雨水については、自然浸透で対応するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-4番・高野本郷の田、4,047㎡、賃貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は店舗で、施設の概要は、全高約7.7mの店舗1棟及び露天駐車場です。転用事業者は、福岡県福岡市に本店を置く資本金の額4億7,856万6,600円の株式会社で、主な事業は医薬品配置販売業です。転用事業者は事業拡大を考えており、申請地に店舗を建てるため、転用するものです。転用にあたり、隣接地との境界付近には建築ブロック等を設置し、雨水については敷地内に新設する排水路等で集水し、既存の側溝に排水する計画になっています。また、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-5番・神戸の田、1,396㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は、岡山県岡山市に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-6番・河辺の田及び水路、614㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、施設の拡張で、施設の詳細は露天資材置場、露天駐車場、及び水路です。転用事業者は、河辺に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は造園業です。転用事業者は、近年同業者の廃業などにより業務量が増加しており、従業員駐車場や資材置場が不足しているため、施設の拡張をするために転用するものです。また、昭和60年前後に自社の敷地内と思い施工した水路について、隣地の田であることがこの度判明したため、是正のため併せて転用するものです。転用にあたり、隣接地との境界付近にはブロック等を設置し、雨水については既存の側溝及び自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-7番・下田邑の田、499㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約4.87mの居宅1棟で、建ぺい率は26.5%です。転用事業者は、下田邑にお住いの男性です。現在実家に住んでおりますが、家族が増え手狭になったため、申請地を譲り受け居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、隣接地との境界付近には法面を整備し、雨水については敷地内に新設する角フリュームから、既存水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第42号の説明は以上です。

長 森 会 長
坂 本 委 員

甲 田 委 員

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見を申し上げます。
8番坂本です。
1-1及び1-2についてですが、特に問題ないと判断しております。
7番甲田です。

			1-3について説明します。周囲の農地に影響が無く、問題ないと考えます。
			1-4についてですが、転用内容は周囲の農地に影響が無い設計になっており、問題ないと考えます。譲受人は当該地が位置的にも最適としております。
高畑委員			12番高畑です。
			1-5について説明します。転用内容について、周囲の農地に影響が無いと考えます。
坂本委員			8番坂本です。
			1-6について、特に問題はないと思います。
林田委員			18番林田です。
			1-7について説明します。親から子への転用申請ということで問題はないと思います。
長森会長			事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
	*		ありません。
長森会長			ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長森会長			異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続いて議案第43号農地転用事業計画変更承認について事務局から説明をお願いします。
事務局			それでは、議案第43号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと、10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
			1-1番・押入の宅地、517.52㎡の件について、転用目的の建売住宅3棟を分譲宅地2区画に変更する申請です。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用事業者は香川県高松市に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。申請地において、建売住宅3棟を建築するため、令和4年12月14日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、造成を始めるなど転用事業を進めておりましたが、申請地周辺では狭小な区画のニーズが少なく、広い区画のニーズがあることから、計画を見直さざるを得ず、転用目的を分譲宅地2区画に変更するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、隣接地との境界部分については、コンクリートブロック等が設置してあり、宅地造成済です。雨水については既存排水路に排水しており、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。
			議案第43号の説明は以上です。
長森会長			ありがとうございます。続きまして、担当委員からご意見ををお願いします。
甲田委員			7番甲田です。
			1-1について説明します。建売住宅の区画の変更ということで特に問題はないと思います。
長森会長			事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
	*		ありません。
長森会長			ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長森会長			異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続いて議案第44号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
高畑委員			12番高畑です。

		1-1について説明します。長年駐車場として利用されており、致し方ないと考えております。
坂本委員		8番坂本です。
		1-2について説明します。約30年に渡って、宅地と地続きの農地であり、色々な整備を加え宅地化していたことが判明したものです。致し方ないと思います。
長森会長		1番長森です。
		1-3についてですが、仁木委員が欠席のため代わりに説明します。仁木委員から致し方ない旨の報告を受けております。
土井委員		5番土井です。
		4-1について説明します。雑種地については、市外に居住されておられることもあり、長年に渡り耕作されておらず、荒廃した状況となっております。駐車場については、昭和58年頃の国道拡幅工事の関係で、住宅を移転した際の残地となり、現在は駐車場として利用されております。
植本委員		13番植本です。
		5-1について説明します。平成13年頃に倉庫を建ててしまったということでした。
		5-2については、大正初期頃に建てた古い建物があるということで致し方ないと思います。
長森会長		筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
	*	ありません。
長森会長		ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*	ありません。
長森会長		異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
		続きまして、議案第45号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
植本委員		13番植本です。
		5-1及び5-2について説明します。山の小高い場所で山林原野化しており、やむを得ないと思います。
太田委員		9番太田です。
		5-3について説明します。現地を確認しましたが、山に囲まれた場所であり、労力不足で管理ができなかったということで致し方ないと思います。
長森会長		ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*	ありません。
長森会長		ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*	ありません。
長森会長		異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
		続きまして、議案第46号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局		議案第46号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
		議案書のページは、14ページから15ページです。14ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区3件、久米地区2件の合計5件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
		議案第46号の説明は以上です。
長森会長		議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*	ありません。

長 森 会 長	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
* 長 森 会 長	長	ありません。
長 森 会 長	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事 務 局	長	続きまして、議案第47号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権取得及び配分）について、事務局から説明をお願いします。
	長	議案第47号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、を説明いたします。議案書のページは、16ページから17ページです。16ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、津山地区3件、勝北地区1件の合計4件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
長 森 会 長	長	議案第47号の説明は以上です。
* 長 森 会 長	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
* 長 森 会 長	長	ありません。
長 森 会 長	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
* 長 森 会 長	長	ありません。
長 森 会 長	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
	長	続きまして、報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
	長	報告第6号について説明します。議案書のページは18ページから31ページです。今回は、相続によるものが19件160筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
長 森 会 長	長	その他詳細は議案書のとおりです。報告第6号の説明は以上です。
* 長 森 会 長	長	議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
* 長 森 会 長	長	ありません。
長 森 会 長	長	ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事 務 局	長	次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
	長	次回、10月の定例委員会ですが、令和5年10月10日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、10月の定例委員会ですが、令和5年10月10日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
長 森 会 長	長	ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
